

南島原市ニュース

令和7年6月17日

タイトル

令和7年第2回南島原市議会定例会に
議案を追加提出しました。

令和7年第2回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出
しました。

〔配布資料〕
議案

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	内田 大介
直 通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和7年第2回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南 島 原 市

令和7年第2回南島原市議会定例会 追加議案

議案第35号 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

市 民 生 活 部
市 民 課

* 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

議案第 35 号

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 17 日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長
等の報酬額の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1 回	10,800
投票所の投票管理者		12,800
期日前投票所の投票管理者		11,300
開票管理者		10,800
投票所の投票立会人		10,900
期日前投票所の投票立会人		9,600
開票立会人		8,900
選挙立会人		8,900

」

を

「

選挙長	1 回	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する額
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
開票管理者		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人		
選挙立会人		

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新			旧			解説																													
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			【別表の内容】 特別職に属する市の職員で、非常勤のものの報酬について規定したもの。 【別表の改正内容】 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額の見直しを行うもの。 【参考資料】 <table><tr><th>職名</th><th>改定単価</th><th>現行単価</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>12,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>投票所の投票管理者</td><td>14,500円</td><td>12,800円</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>12,800円</td><td>11,300円</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>12,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>投票所の投票立会人</td><td>12,400円</td><td>10,900円</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>10,900円</td><td>9,600円</td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>10,100円</td><td>8,900円</td></tr><tr><td>選挙立会人</td><td>10,100円</td><td>8,900円</td></tr></table>			職名	改定単価	現行単価	選挙長	12,200円	10,800円	投票所の投票管理者	14,500円	12,800円	期日前投票所の投票管理者	12,800円	11,300円	開票管理者	12,200円	10,800円	投票所の投票立会人	12,400円	10,900円	期日前投票所の投票立会人	10,900円	9,600円	開票立会人	10,100円	8,900円	選挙立会人	10,100円	8,900円
職名	改定単価	現行単価																																	
選挙長	12,200円	10,800円																																	
投票所の投票管理者	14,500円	12,800円																																	
期日前投票所の投票管理者	12,800円	11,300円																																	
開票管理者	12,200円	10,800円																																	
投票所の投票立会人	12,400円	10,900円																																	
期日前投票所の投票立会人	10,900円	9,600円																																	
開票立会人	10,100円	8,900円																																	
選挙立会人	10,100円	8,900円																																	
職名	区分	報酬額（円）	職名	区分	報酬額（円）																														
(略)			(略)																																
選挙長	1回	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する	選挙長	1回	10,800																														
投票所の投票管理者		法律（昭和25年法律第	投票所の投票管理者		12,800																														
期日前投票所の投票管理者		179号）第14条第1項	期日前投票所の投票管理者		11,300																														
開票管理者		に規定する額	開票管理者		10,800																														
投票所の投票立会人			投票所の投票立会人		10,900																														
期日前投票所の投票立会人			期日前投票所の投票立会人		9,600																														
開票立会人			開票立会人		8,900																														
選挙立会人			選挙立会人		8,900																														
(略)			(略)																																